

1 目的

本市の生活環境の改善を目的とした下水道整備事業等は、昭和 53 年度の旧広神村池平地区農業集落排水事業から始まり、平成 4 年度には流域下水道が供用開始され、し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の汲取り量は、平成 5 年度をピークとして年々減少傾向の一途をたどっています。

このことは、し尿等の収集運搬業務を経営基盤とする事業者に大きな影響を及ぼしています。その影響への対処は、これらの業務に携わる事業者の経営努力を基本としますが、今後も住民生活に密着する、し尿等の適正処理が継続的に実施されることが必要不可欠であることから、「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、その経営実態に即した支援策を講じ、将来にわたり一般廃棄物処理業務の安定を保持するとともに、住民生活の安心・安全を守ることを目的として本計画を策定するものです。

2 魚沼市の状況

本市は、平成 16 年 11 月 1 日に北魚沼郡堀之内町、小出町、湯之谷村、広神村、守門村、入広瀬村の 2 町 4 村の合併により誕生しました。

新潟県の南東部に位置し、総面積は 946.93 k m²で、県面積の 7.5%を占めています。その広大な面積のうち山林・原野が 85%を占めており、そのうち 67%は、尾瀬をはじめ越後三山や奥只見など国立・国定公園に指定され、国内でも有数の美しい自然があります。

また、日本有数の豪雪地帯でその雪がもたらす豊富な水は、魚野川、佐梨川、破間川といった清流を通じて、コシヒカリ、ユリ、山菜、鮎、日本酒など地域の特産物を生み出しています。

人口は、平成 16 年 11 月 1 日の合併時に 44,404 人でしたが、平成 24 年 3 月 31 日現在では 40,465 人と年々減少しています。

3 一般廃棄物処理業務等の沿革及び現在の状況

本市のし尿等の収集運搬処理業務については、昭和 39 年 4 月に川口町を除く北魚沼郡全域を対象に一部事務組合小出清掃センター組合が設立されました。

昭和 51 年 11 月には小出郷広域事務組合となり、その後、平成 16 年 11 月の合併に伴い魚沼市が事務を継承しました。

昭和 29 年から 2 業者で始まったし尿汲取り業務は、昭和 39 年 4 月に 3 業者が加わり 5 業者となり、昭和 42 年度に事業者への委託制度が確立されました。

平成 3 年 3 月には行政と事業者双方が協議を重ね、市内のし尿収集 5 業者の出資により株式会社アロククリーンが設立されました。当面は、5 業者と株式会社アロククリーンが並行して業務を行っていましたが、平成 15 年度には、業務の一本化

及び計画収集が導入されました。

平成 15 年度末には、小出郷クリーンセンターの老朽化による廃止に伴い、南魚沼市へのし尿等処理業務の委託が開始されました。

代替業務としては、平成 3 年度から小出郷クリーンセンターの管理を一部委託しました。また、平成 14 年度にはエコプラント魚沼の運転管理業務を委託し、平成 15 年度には、過去 5 年間の業務量減少部分の一部としてバキュームカーの補填をしました。

平成 16 年度から南魚沼市のし尿処理施設までの運搬費分の年額制を取り入れ、平成 17 年度には、エコプラント魚沼の運転管理業務を 3 人体制から 6 人体制として委託しました。

平成 22 年度には、代替業務の 1 つとして、魚沼市斎場・火葬場業務の受付及び火葬業務を委託し、し尿収集費と運搬費を従量制から年額制へと変更して、併せて複数年契約制を導入しました。

4 下水道整備等の見通し

本市の下水道普及率は、農業集落排水事業、合併処理浄化槽を含めて、平成 23 年度末には 99.6%であり、水洗化率についても 94.3%と高く、下水道整備は 0.4%を残すのみとなっています。

5 し尿等の要処理量の見通し

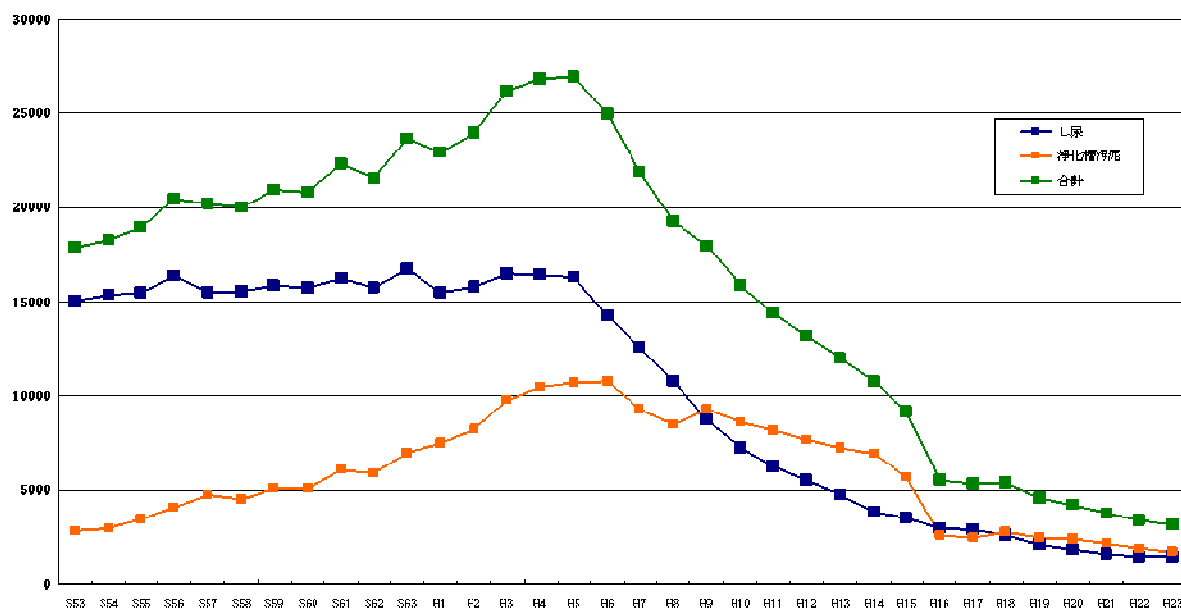
本市のし尿等の要処理量は、下水道の普及により、平成 5 年度のし尿要処理量 16,270 k ℓ 、浄化槽汚泥要処理量 10,687 k ℓ をピークに減少に転じ、その後も年々減少を続け、平成 23 年度のし尿要処理量は 1,426 k ℓ 、浄化槽汚泥要処理量は 1,681 k ℓ となっています。

今後の要処理量については、別表 1 のとおり減少すると推計され、平成 29 年度には、し尿要処理量は 1,152 k ℓ 、浄化槽汚泥要処理量は 942 k ℓ になると推計されます。

6 し尿等の処理体制の水準

本市のし尿等の要処理量は、図-1 の実績により別表 1 のとおり推移し、それに伴う処理体制は別表 2 のとおり推移すると見込まれます。

図-1 し尿等の要処理量実績



7 し尿等収集運搬業の経営の見通し

本市の一般廃棄物処理業務のうち、し尿の収集運搬業務は委託制、浄化槽汚泥の収集運搬業務は許可制であり、下水道の普及により、別表1の影響を受けると見込まれます。

8 合理化事業の内容等

(1) 目標

し尿等の要処理量は今後も減少傾向と推計されます。市としては、最後の1戸が下水道施設に接続するまで、し尿等処理業務全体の規模を縮小しながらも継続していかなければなりません。そこで、業務の安定性確保のため委託可能な業務については、これまで委託してきた業務を含め、行政と事業者双方で協議をしながら合意形成を図ります。このことにより市の一般廃棄物処理業務の安定継続と適正処理を推進し、市民の快適な環境を確保します。

また、事業者についても、合理化の一環として業務改善を目的とした事業再編計画を策定し、円滑な業務運営により安定経営を図ります。

(2) 対象

別表3に記載した事業者を対象とします。

(3) 実施期間

平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

(4) 実施方法

本市は次の支援策を実施します。

ア 事業転換のための支援

別表3の事業者が事業の転換を図る場合において、当該業務に必要な知識、技術、経験等に留意しつつ、本市が委託することができる業務を支援するものとしします。

また、事業の転換が円滑に行われるように、業務に必要な技術の取得のための情報提供等を行います。

(ア) 代替業務内容

- ・下水道施設等管理業務
- ・一般廃棄物処理等に関わる業務
- ・その他民間に委託できる業務

イ し尿等の収集運搬業務の効率化のための措置

(ア) し尿等の計画収集体制の推進

(イ) し尿汲取り委託料金の年額制の確立

ウ 事業再編計画の策定

事業者は市の合理化事業計画を踏まえ、業務体制の合理化を図るため事業再編計画を策定するものとしします。